様式第３号（第６条関係）

（表面）

年　　月　　日

（届出先）鉾田市長

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度登録変更（廃止）

届出書

鉾田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第６条第１項の規定により，次のとおり登録の内容の変更（登録の廃止）を届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | 区分 | □本人　□法定代理人　□任意代理人 |
| ふりがな |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 住所 |  |
| 電話番号 | 自宅：　　　　　日中の連絡先： |
| 登録者 | ふりがな |  |
| 氏名 |  |
| 届出区分 | □登録の内容の変更（区分　□本人　□法定代理人）  （変更前）  （変更後）  □登録の廃止 | |
| 通知の送付先 | □登録者　□法定代理人 | |
| ふりがな |  |
| 氏　名 |  |
| 住　所 |  |
| 電話番号 |  |

以下の欄は，記入しないでください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付 | 入力 | 照合 | 本人確認書類 | 添付書類 |
|  |  |  | □個人番号カード  □旅券　□運転免許証  □その他（　　　　　　　　） | □戸籍謄本  □委任状  □その他（　） |

（裏面）

１　必要事項を記入し，該当する□にレ印を記入してください。

２　届出の際は，次の書類を提出し，又は提示してください。

（１）個人番号カード，旅券，運転免許証その他の本人（申請者が代理人であるときは，当該代理人本人）であることを示す書類（以下「本人確認書類」といいます。）

（２）届出者が法定代理人であるときは，本人確認書類のほか，戸籍謄本その他その資格を証明する書類（届出をする日前３０日以内に作成されたものに限ります。）。ただし，本市に備える戸籍簿その他の書類によって法定代理人であることを確認することができるときは，法定代理人の資格を証明する書類を省略することができます。

（３）届出者が任意代理人であるときは，本人確認書類のほか，委任状（届出をする日前３０日以内に作成されたものに限ります。）

　（４）この届出書を郵送する場合は，届出者の本人確認書類の写し（届出者が代理人であるときは，当該代理人の本人確認書類の写し及び（２

）又は（３）の書類）を添付してください。